鶏病予防対策の万全を期そう

岡山県養鶏試験場長　川崎晃

近年の養鶏の発展は目覚しく、羽数の増大は著しい。十年前の羽数に比べると約二倍に増加している。しかし一方、鶏飼養農家数は逆に減少し約七八％になっており、規模が大型化し、あるいは集団化しつゝあり、また省力化が進んでおり、そして多くの問題が生じている。数多くの問題点の中で、予防衛生はとくに重要視しなければならぬことの一つである。養鶏経営を合理化し、安定的な発展を図るためには、流通価格対策、飼養管理の改善などももちろん重要な事項であるが、鶏の衛生対策は緊急を要することである。

最近、新しい各種の伝染病が発生し、また従来慢性あるいは不顕性といわれてきた伝染病が混合感染し、介卵性の疾病が慢延し大きな損害を被っている現状である。とくにニューカツスル病は昨年香川、愛媛県に発生があり、本年は神奈川、大分、奈良、和歌山県などに発生しその地域の損害は激甚である。これに対し国においては輸入検疫体制を整備して防疫を強化し、家畜衛生試験場の整備拡充による鶏の疫病対策、指導体制の増強に鋭意努力されている。

県においては、鶏病対策要領を作成し、これにより鶏病予防措置が推進されており、特に発生の危険が大きいニューカッスル病の予防注射を、種鶏を主体として約三四万羽に対して県営事業として実施されている。また、家畜保健衛生所の整備拡充により、診療業務より予防衛生および生産指導業務に切替えられ、重装備の保健所には病性鑑定施設が設けられる計画であるが、これが早急に実施されて、鶏の病気に対する防疫体制が確立され、その効率的な活躍が期待されている。

一方、養鶏業者は日頃予防衛生に努力されており、県内においてはニューカッスル病の如き特殊の伝染性疾病の発生は最近みられない。しかし、部分的には呼吸器系の伝染性疾病の発生による損害を受けているのを見受けることがあり、伝染性疾病発生の危険性は増大しつゝある。したがって、鶏の管理者は鶏の予防衛生ならびに病気に関する知識を充分会得し、広い視野のもとに予防衛生に一層努力することが肝要である。すなわち、良心的な孵卵場より清浄な初生雛の購入、無理のない適切な飼養計画に基づく管理、管理環境の改善および良質飼料給与による抗病性の維持、正しい予防注射・接種、合理的な消毒、外来者（とくに廃鶏集荷者）の立入禁止、衛生際鶏卵容器の使用などによる病源体の隔絶、平素の充分な観察などのもとに病気の発生を未然に防ぎ、鶏の健康を維持すべきである。とくに、鶏卵箱は古箱を使用すると二ユーカツスル病発生県のものが移入され病原体の侵入の危険が大いので、関係業者の協力も得て、極力新箱に切替え、やむなく古箱を使用する場合は、必らずホルマリンガス消毒をして使うように努力せられたい。以上のことによって鶏を病気から守り、鶏が生来もっている経済的能力を最高に発揮できるようにすることは鶏にとっても幸いなことであり、これにより収益が高まる経営者はもちろん幸いなことである。

次に、鶏の共済事業を提案し、この事業の実現を要望する。

養鶏業の安定的進展を図るためには、生産卵の価格補てん事業も重要なことであるが、これと共に、鶏の共済事業は伝染性疾病発生の危険に直面していることの際、重要視すべきことであろう。関係者は充分検討のうえ、この事業の実現を期したいものである。

この事業は、広い意味での予防衛生対策と考えられるものである。すなわち、この事業の一部として予防衛生対策（予防注射など）を共同的に行うことは大いに意義がある。またこの事業のバックアップがあれば、原因不明で伝染する病気が発生した場合は、包み隠さずためらわず早急に家畜保健衛生所に届出て、その検診による適切にして徹底した防疫処置が行われる。これが、伝染病の防波堤となりその地域における慢延を防止、被害を最小限に止めることは非常に重要なことである。この場合、殺処分などによる経営者の損害は甚大である。しかし、これはその経営者自身のみの責任でない場合があり、同情に値することが多い。これに対しては共済事業により損害を補てんし、犠牲を最低限にすることは非常に意義深いものがある。

この事業は、養鶏産業が不況である時期にとくに効果が大きいものであるが、事業発足の時期は好況の時期がよいと考えられる。この事業は最初から広範囲で進めることは困難性があると思うが、組合単位あるいは小地域を対象にしてこの事業を進め、これを融合拡大していくのがよいであろう。県内においては、すでに十数年前より、養鶏農業協同組合単位としての共済事業が適切に運営され大きな成果を収めている例がある。

種々のべたが、鶏の予防衛生対策は諸般の状況よりその必要性を痛感し、国、県、団体、関係業者、養鶏家が広い視野のもとに組織的に一致協力し、充実、徹底した対策が必要である。

（四〇、一一、一〇）

酪農・養鶏
畜舎、搾乳施設、冷却施設、スター式酪農機械
牧草刈取機、乾燥機、尿撒布機、梱包機
電牧器、牧柵、オーストラリア鎌、灌水工事、一式
鶏糞乾燥機、消毒機、其の他養鶏器具
岡山市柳町1丁目1番地17（小六農機2階）
小六農機株式会社
農機共販部
電話岡山 ㉔0307～9 ㉓9505 市外専用17

十二月号目次

鶏病予防対策の万全を期そう　川崎晃
豚の一代雑種の体型と産肉性について　和藤昇 …2
産卵鶏のグループケージ管理について　岩本敏雄 …6
△解説
新乳価制度の実施細目決る　永井仁 …11
札幌旅行記　惣津律士 …18
◇事例紹介◇
もっともっと儲けたい　大西努 …22
酪連だより …20

豚の一代雑種の体型と産肉性について

岡山県酪農試験場
和藤　昇

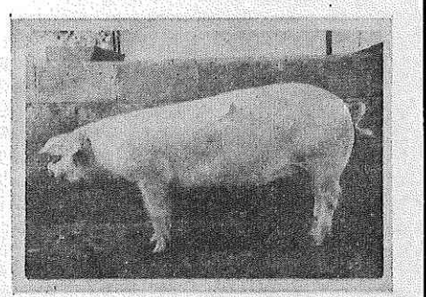

L型区　39号の試験終了時の姿
前軀はかるく、中軀の伸び、後軀の充実は良く、全体のつり合いも良好で理想に近い姿をしている。

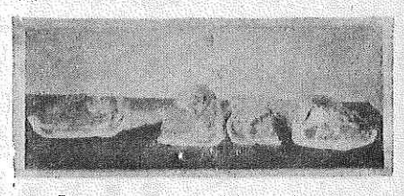

L型区　39号の大割肉片
皮下脂肪は少なく、赤肉量の割合は大きく、各部の割合も良好で好ましい肉片。

まえがき

ランドレース種の輸入により、肉豚の大部分は同種との一代雑種が利用されるようになった。

雑種利用においては、基礎豚の改良が先決で、遺伝形質が固定していなければならないが、その意義はヘテロシスの活用であって、生産子豚の能力は均一で、しかも両種の欠点となる形質を改善し、利用を伸長させ、両品種にない高い能力を求めるものでなければならない。

そのためには純粋種の改良と、系統結成、組合せ検定による相性の調査が行われ、組織活動により雑種子豚の生産が量産ルートにのらなければならないことはいうまでもない。

このような観点から、当場において実施した雑種試験のうち、血縁の深いLY二組において、遺伝学におけるヘテロの表現形質集合方向に反し、表現形質拡散方向が認められたので、それから相互の一般的体型と産肉性について検討したので報告する。

調査方法

(1) 調査豚の血縁関係

調査豚の血縁関係は血縁係数〇・三二八一二五で高く、略図で示すと次のとおりである。

(2) 調査豚の分離の状況および調査豚の名称

第一図の血縁関係にあるランドレース種雌豚七一号、および六七号に同一のヨークシャー種雄豚を交配した結果、第一表のとおり、生産豚（一代雑種LY）二組共、一般体型においてランドレース種に似たものとヨークシャー種に似たものに分離した。

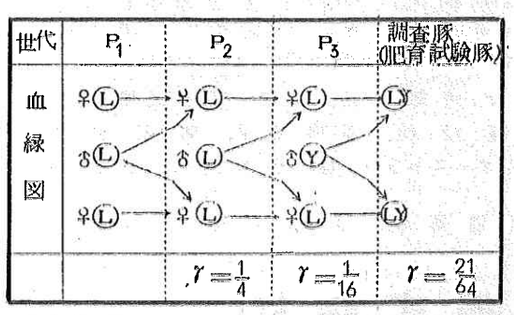

(注) P3 ランドレースはスエーデンからの輸入豚である。

第1表　一代雑種（LY）2組の一般体型による分離の状況

母豚 名号	母豚 年令	母豚 産次	育成頭数（離乳後）	一般体型による分離区分 性	L型	Y型	L型出現率
71	36.4.21	6	8	♂	3	2	75 %
				♀	3	0	
				計	6	2	
67	36.4.18	6	11	♂	3	7	27.27 %
				♀	0	1	
				計	3	8	

この場合のL型とY型の区分は、頭部、とくに耳の形状（大きさ、附着、傾斜等）体各部の釣合いに差があり、これを便宜上L型区Y型区とした。

(3) 供試豚の選定

肥育試験豚の選定は、第二表のとおりL型の出現率の高かった七一号生産豚から、L型に属するものを♂二、♀二頭、Y型の出現率の高かった六七号生産豚から♂三、♀一頭を選定した。

この場合、供試豚は極力各腹の平均体重に近いものとし、六七号生産豚は♀が一頭であったため、♂三頭を選定することとなった。

第2表　調査豚名細

母豚	分離区分	供試豚数 ♂	♀	計	名称	生年月日
71	L型	2	2	4	♂33. 37. ♀30. 39.	40.1.18
67	Y型	3	1	4	♂41. 47. 49 ♀51.	40.1.19

(4) 調査期間

昭和四十年一月～七月で、各区の平均体重が二〇kgに達した時から肥育試験に入り、平均体重が九〇kgになった時、と殺解体して体の状況を調査し終了した。

(5) 調査豚の管理方法

各区四頭を一群として、二七〇cm×二七〇cmのデンマーク式豚舎に収容し、体重二〇kgから五〇kgの期間を前期とし、五〇kgから九〇kgを後期とし、産肉能力検定飼料を自家製セルフフィダーで不断給与した。水は流水を自由に与え、豚房の清掃は一日一回行った。

調査成績

(1) 発育日数と増体量

ⓐ 第三表のとおり、二〇kg日令でL型区六五日、Y型区六七日で二日の差を生じているが、五〇日令では全く同一日令となり、九〇kg日令でY型区が一日遅れている。

第3表　発育日数と増体量（各区の平均数値）

区分	日令 20kg時	50kg時	90kg時	試験所要日数 20～50kg	50～90kg	20～90kg	1日平均増体量 20～50kg	50～90kg	20～90kg
L型区	65日	114日	172日	49日	57	106	612g	702g	660g
Y型区	67	114	172	47	58	105	638	690	667

ⓑ 所要日数では二〇kg～五〇kgで、L型区四九日Y型区四七日でY型区が二日短かく、五〇kg～九〇kgではY型区が一日長く要しており、通算すると一日の差でY型区が早い。

ⓒ 一日平均増体量も所要日数と同じ傾向を示している。

(2) 飼料の消費量と要求率

飼料の消費量および要求率は第四表のとおりで、Y型区がそうとう多くを要し要求率も高かった。

第4表　飼料消費量

区分	飼料消費量			飼料要求率		
	20～50	50～90	20～90	20～50	50～90	20～90
L型区	83.4	178.5	261.9	2.78	4.46	3.74
Y型区	98.4	185.8	284.1	3.28	4.64	4.06

第5表　生体部位の測尺数値

測尺時期	試験区分	体重	体長	胸囲	管囲	体高	後高	前巾	後巾	胸巾	胸深
20kg	L型	21.1	72.6	58.4	10.2	37.6	41.3	16.3	17.0	15.5	19.3
	Y型	20.25	68.5	57.4	10.4	39.2	42.4	18.0	17.9	15.5	16.2
50kg	L型	51.4	96.8	79.0	13.0	49.7	56.6	23.1	23.4	21.4	26.8
	Y型	50.9	92.4	78.3	12.8	42.0	53.4	23.9	24.5	21.9	26.5
90kg	L型	91.5	123.7	98.7	14.8	61.3	68.0	26.3	26.4	25.4	33.6
	Y型	91.4	110.0	102.4	14.5	58.1	67.0	29.8	27.3	27.2	33.2

(3) 生体の測尺数値

測尺数値は第五表のとおりであるが、L型区は体の伸びが良好でY型区は体長に欠けた。これを胸囲率で見ると、第六表のようになる。また前巾と後巾の割合ではL型区は後巾が優り、Y型区は稍劣る。

(4) と体成績

と体成績は第七表のとおりである。

(a) と体の長さは、と体長、背腰長Ⅰ背腰長Ⅱ等すべてL型区が長かった。

(b) と体の中は、同様で差がなかった。

(c) 背脂肪の厚さは、三部位ともL型区がかなり薄くY型区は厚かった。

(d) ロースの断面積は、L型区一七・七cm²、Y型区一六・三cm²で一cm²以上の差があった。

(e) 大割肉片の割合は、主要部分であるハムが、L型区三一・七%、Y型区三〇・一%でL型区がかなり優れていた。

(f) 枝肉の姿は、L型区が前中後軀の釣合がよく、脂肪の附着もY型区に比べ良好であった。

第6表　胸囲率および前後巾の割合

区分	時期	L型区	Y型区
胸囲／体長	20kg時	0.801	0.838
	50kg時	0.816	0.991
	90kg時	0.798	0.918
前巾／後巾	20kg時	0.958	1.005
	50kg時	0.987	0.975
	90kg時	0.962	1.091

あとがき

本調査は、LY一代雑種における一般的体位の相異が、産肉性に及ぼす影響について雑種試験の成績の中から抽出しまとめたもので、両者相互に濃い血縁関係を持つランドレース種雌豚に、同一ヨークシャー種雄豚を交配して生産された子豚が、ランドレース種（母豚）の影響を強く受けた個体と、ヨークシャー種（父豚）の影響を強く受けた個体とがある。

さらに、各個体間に生産された同腹豚中にも両型の分離が行われることが、実証された。

またL型区、Y型区の両者の産肉性を比較した場合

1. 発育成績

(イ) 発育日数及び増体量には両区に大差がなかった。

(ロ) 飼料の利用性ではL型区が良好であった。

2. と体成績では、と体の長さ、脂肪の付着状態、ロースの長さおよび面積、大割肉片、とくにハムの割合等、L型がすぐれた成績を示した。以上のような成績からランドレース種を活用した一代雑種利用の場合にも、単に両品種を交雑すれば満足すべきヘテロが期待できるものではなく、さらに両品種の純粋種としての改良が重要であるもののようである。またLY雑種においては一般体型上、L型に近い形状のものが良好な結果を得たので、相性の選定上一指針となるものと思考される。

割合 %	
バラ	ハム
12.6	34.7
13.7	31.1
14.3	30.3
13.4	30.6
13.5	31.7
13.1	29.1
10.9	29.8
15.9	35.0
14.4	31.3
12.0	30.1

第7表　と体成績

区分	名号	生体重 kg	絶食対重	温と体重	冷と体重	枝肉歩留	頭重量	肢端重量	内臓重量	椎骨数
L型区	30	83.6	74.0	58.0	56.5	76.4	4.25	1.7	9.65	16：6
	33	92.5	85.2	65.5	64.0	76.3	5.2	2.0	10.15	15：6
	37	97.5	87.8	69.5	68.0	77.6	5.12	1.99	9.50	16：6
	39	92.5	84.5	63.0	61.5	72.9	5.05	2.01	9.12	16：6
	平均	91.5	82.8	64.0	62.5	75.5	4.9	1.9	9.65	
Y型区	41	100.5	91.5	73.0	71.5	78.1	4.68	1.8	12.0	16：6
	47	89.5	80.5	63.0	62.0	77.1	4.85	1.7	9.0	16：6
	49	71.81	72.5	58.0	56.5	79.6	4.00	1.6	8.1	15：6
	51	96.7	88.0	70.0	68.5	77.8	4.75	1.85	10.1	16：6
	平均	91.4	83.1	66.0	64.6	77.7	4.57	1.7	9.8	

区分	名号	性	と体長	背腰長 cm Ⅰ	背腰長 cm Ⅱ	と体巾 cm	背脂肪 cm 肩	背	腰	平均	ロース面積	大割肉片の カタ	ロース
L型区	30		97.3	80.02	71.3	33.4	3.88	1.7	2.88	2.82	16.5	30.7	26.1
	33		85.0	77.5	67.3	32.9	4.10	2.56	3.50	3.39	18.5	32.9	23.4
	37		93.7	78.0	69.3	35.2	4.50	2.64	3.75	3.63	17.7	31.1	30.6
	39		98.5	81.8	71.4	31.8	3.87	1.85	2.62	2.78	18.1	32.7	23.8
	平均		93.6	79.34	69.8	33.3	4.08	2.18	3.18	3.16	17.7	31.8	25.5
Y型区	41		94.1	77.8	67.9	32.7	5.1	3.4	4.5	4.3	16.0	30.5	28.5
	47		87.8	73.7	64.3	33.7	5.16	2.66	3.7	3.9	17.7	29.7	30.2
	49		92.0	74.1	64.0	32.9	4.87	2.43	3.54	3.6	17.2	31.9	25.6
	51		89.9	75.0	64.9	33.8	5.54	3.1	4.07	4.2	14.2	30.5	30.4
	平均		89.5	75.2	65.3	33.3	5.17	2.9	4.00	4.0	16.3	30.5	27.8

第8表　産肉能力検定規準による総合判定

区分	一日平均増体量	飼料要求率	背腰 長さ	背腰 太さ	ハムの比率	脂肪の厚さ	得点	判定	順位
L型区	a15	d_4	a5	b^4	a5	b^8	41	b	1
Y型区	a15	e_2	c3	b^4	b^4	e^2	30	c	2

産卵鶏のグループケージ管理について

岡山県養鶏試験場
岩本敏雄

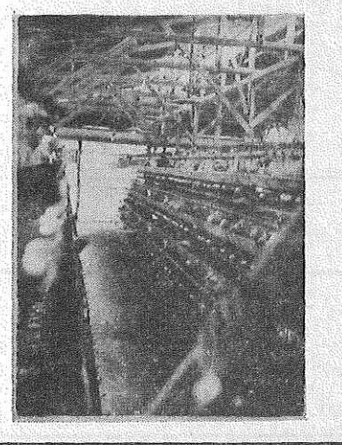

はじめに

産卵鶏の飼養方式は、昭和二十八～九年頃までいわゆる平場飼育が決定的な管理方式としてとられてきた。しかし、当時土地と資金に制約された都市近郊の専業養鶏家のあいだで、バタリー方式が重要な管理方式としてとりあげられた。

一方、農家養鶏でも比較的簡単な設備で鶏の飼育ができ、駄鶏淘汰も容易であることからバタリー飼育はかなり普及した。

しかし、それから数年後の昭和三十二～三年頃からケージ方式が年次的に急速な普及を示し、昭和三十八年農林省統計調査部の資料によると第一表のとおりであって、飼養規模一〇〇羽以上の養鶏家では、全国平均六〇～八三％のケージの普及率となっている。

最近まで普及したケージはそのほとんどが単飼ケージ（ケージの間口二二・五cm～三〇cm）であって、一部では群飼ケージ（ペンケージ）も採用されたが、その両者を比較すると表二のとおりであって、これを総合すると群飼ケージは一羽当たり施設費は単飼ケージに比べて若干安いが、その他の面では単飼ケージがすぐれている。ただ、種鶏管理においては単飼ケージでは、人工授精に対する技術上、労力等の関係で群飼ケージが有益な場合もないではない。

このように単飼ケージにはすぐれた面が多いが、養鶏の経営上から鶏卵の生産費を構成する各費目をみると、飼料費、補充鶏育成費が相当大きな比重をもっている。しかし、鶏舎、ケージ等の施設費設備投資に対する金利負担も相当大きなウエイトをもっているので、単飼ケージをもって最良の管理とはいっておれない。このように、一羽当たり施設費を鶏の生産性に支障のない範囲内で節減することは、重要な課題であると考えられる。したがって、当養鶏試験場では産卵鶏の経済的飼養方式確立のための試験研究の一環として、昭和三十八年から産卵鶏のグループケージ管理について試験調査し、第一年次分についてはすでに当場試験研究報告七号で発表ずみではあるが、その大要を述べてみたい。

また、第二次分については、そのとりまとめ作業中で、その結論はでていないが若干の考察を加え、併せてその応用上の注意点や今後の問題についても述べてみたい。

一、グループケージ管理のねらい

ケージの一区画当たり羽数を二羽以上として管理することを、一応グループケージ管理といっているが、そのねらいは、単位面積（鶏舎面積）当たり羽数を増して、一羽当たり施設費の節減をはかり、併せて管理労力を軽減することであり、換言すれば鶏の収害密度を高め、単位面積当たりの生産性を向上させることが目的である。

第1表　成鶏めすケージ農家数の割合（昭和38年）

飼養規模	1～19羽	20～49羽	50～99羽	100～299羽	300～999羽	1,000羽以上
全国	6.4%	20.2%	38.6%	60.3%	74.2%	83.1%
北海道	0.7	2.5	8.1	21.1	70.0	84.0
東北	4.1	16.8	41.9	59.8	84.9	85.0
関東	3.1	13.0	30.8	53.4	65.9	81.1
北陸	9.7	35.7	46.2	80.0	96.7	77.9
東山	9.6	29.3	52.3	80.8	74.3	61.2
東海	13.2	33.6	50.6	68.6	75.2	89.4
近畿	10.3	28.8	39.7	57.6	73.2	79.9
中国	56.2	21.7	41.8	64.1	70.8	100.0
四国	9.4	29.9	53.3	69.2	77.8	65.6
九州	3.4	20.4	41.5	61.2	78.7	63.4

注　農林省統計調査部による。

第2表　単飼ケージとペンケージの比較

	単飼ケージ	ペンケージ
1羽当たり施設費	高い	安い
駄鶏淘汰	産卵調査により的確にできる	やりにくい
淘汰による補充	できる	できない
悪へきの被害	ない	多い
ケージの利用率	高い	低い

二、試験成績の概要

(1) 第一年次試験

第一年次試験は第三表のとおりで、昭和三十八年十月から三十九年九月までの試験調査であって、試験一区は従来の単飼用ケージ（間口二四cm＝八寸）に二羽収容したもので産卵率、飼料要求率、生存率ともに他の区に比べてすぐれていた。二区、三区のような一区画当たり三羽飼区ではケージの間口の広い方（三区）が産卵率がややすぐれた傾向を示した。

次に四区、五区のような一区画当たり七羽飼区では産卵率、飼料要求率、生存率とも劣る傾向がみられ、全体的にみれば一区画当たり三羽以上にすると、産卵率生存率ともに劣るような傾向がみられた。一羽当たり施設費および償却費は第四表のとおりであり、一羽当たり年間償却費は五区が若干高いが他の区についてはほとんど差異は認められない。

収支では結果的には一区がもっともすぐれていた。しかし、この試験では当初対照区として単飼区を設置する予定であったが、他の試験との関係や、設備の都合で設置できなかったので、慣行の単飼との経済性比較ができなかったことは残念である。

(2) 第二年次試験

第二年次試験は、前項の第一年次試験の結果からみて、収容羽数を一部減らして、かつ、対照区として単飼区を設けて実施した。

その成績概要は第六表のとおりであって、産卵率はセミモニター型鶏舎、鋸歯型鶏舎とも二四cm×二九cm一羽飼区がすぐれていた。二羽飼いにおけるケージの間口と産卵の関係は、この試験成績では三〇cm×四五cmがすぐれていた。また、三羽飼区では飼料摂取量が若干少ない傾向があった。この第二年次試験においても、一区画当たり羽数の多い六羽飼区の成績はよくなかった。

(3) 二年間の試験結果の考察

前二例の試験結果から考えられることは、産卵率は単飼区が若干よい。

二羽～三羽飼区では飼料摂取量がやゝ少ないが、これは一羽当たり給餌量の長さ（ケージの間口に同じ）が飼料摂取量と関係があるものと思われる。また、一区画の羽数が三羽以上の区は生存率が若

第3表　第1年次試験の成績概要（自　昭和38. 12. 13　至　昭和39. 9. 17　40週間）

区別	供試羽数	ケージの規格 間口	ケージの規格 奥行	ケージの規格 一区画当たり羽数	ケージの段数	産卵率	1個平均卵重	1羽1日当たり飼料摂取量	飼料要求率	生存率
		cm	cm			%	g	g		
試験1区	48	24	39	2	2	69.4	54.9	105	2.75	81.3
2	60	30	45	3	2	62.4	54.7	94	2.74	80.0
3	48	36	39	3	2	67.5	54.2	102	2.79	66.7
4	35	60	45	7	1	60.0	54.6	103	3.13	57.1
5	35	60	60	7	1	61.7	55.2	102	2.99	65.7

注　1）ケージの高さは各区とも45cmとし配列は離段式
　　2）ケージの設置場所はセミモニター型開放鶏舎（木造）
　　3）供用鶏種は白レグ

第5表　収支概算（単位　円）

	収入 鶏卵	収入 廃鶏	収入 残鶏	収入 計	支出 飼料費	支出 試験開始時鶏見積	支出 計	差引 収益	1羽当り 収益
試験1区	84,921	150	7,800	72,871	45,337	24,000	69,337	23,534	490
2	94,465	450	9,600	104,515	49,927	30,000	79,927	24,588	410.4
3	75,258	750	6,400	82,408	40,493	24,000	64,493	17,915	373
4	46,978	300	4,000	51,278	28,101	17,500	45,601	5,677	162
5	49,543	450	4,600	54,593	29,741	17,500	47,241	7,352	210

注　1）鶏卵価格は大阪鶏卵1級高値の13円安による。
　　2）廃鶏価格は1羽150円とした。
　　3）残鶏は1羽200円、試験開始時鶏見積は1羽500円とした。
　　4）飼料単価は1kg35円とした。

第6表　第2年次試験の成績概要（自　昭和39.10. 1　至　昭和40. 9. 1　48週間）

区別	供試羽数	ケージの規格 間口	ケージの規格 奥行	ケージの規格 1区画当り収容羽数	ケージの段数	産卵率	1個平均卵重	1羽1日当たり飼料摂取量	飼料要求率	生存率
セミモニター対照区	36	24	39	1	2	71.2	54.1	107	2.77	88.9
試験1区	48	24	39	2	2	63.6	54.3	98	2.83	79.2
2	40	30	45	2	2	65.9	53.0	101	2.89	85.0
3	48	36	39	3	2	63.3	54.9	95	2.74	83.3
4	30	60	45	6	1	59.4	54.7	105	3.25	76.7
5	30	60	60	6	1	61.5	55.5	108	3.15	70.0
鉄網型鶏舎対照区	36	24	39	1	2	67.8	54.1	110	3.02	80.6
試験区	48	24	39	2	2	63.0	54.3	102	2.98	85.4

注　1）ケージの高さは各区とも45cmとし配列は離段式とした。
　　2）供用鶏種は白レグ

干劣る傾向がみられる、などである。

しかし、最終的には経済性をみなければ結論が出せないが、産卵率が僅かの差であれば二羽飼いは経営的にみて有望といえる。

(4) アメリカでの試験成績の一例

アメリカにおいても、この種の試験は例が少ないようであるが、その一例を紹介すると第七表のとおりであって、産卵成績は一羽飼区と二羽飼区の差は少ないが、第一回試験では五羽飼区が若干劣っている。また、へい死率の一羽飼区と二羽飼区の比較では、二羽飼区は約二倍程度になっていて、五羽飼区ではカニバリズムが多発してへい死率は高い結果となっている。

第4表　1羽当たり施設費および償却費（単位　円）

	1羽当たり施設費 鶏舎	1羽当たり施設費 ケージ及附属設備	1羽1カ年当たり償却費 鶏舎	1羽1カ年当たり償却費 ケージ及附属設備	計
試験1区	360	107	36	22	58
2	346	103	35	21	56
3	381	95	38	19	57
4	429	70	43	14	57
5	476	85	48	17	65

注　1）鶏舎設備費は3.3m²当たり10,000円として。
　　2）償却年限は鶏舎10年、ケージ及び附属設備は5年とした。

第7表　ケージ鶏の収容羽数と諸成績（ポートリーサイエンス誌より抜粋）

アメリカ農務省南西部家禽試験場

	ケージの寸法と収容羽数	1羽当たり平均産卵数 ヘンデイ	1羽当たり平均産卵数 ヘンハウス	1羽1日当たり飼料消費量	へい死率 全体	へい死率 カニバリズムによるもの
	cm　cm	%		g	%	
第1試験（336日間）	20.3×45.7 1羽	68.8	219	107	9	記録せず
	25.4×45.7 1羽	69.3	216	104	13	
	30.5×45.7 2羽	67.6	204	102	18	
	61.0×45.7 5羽	61.9	167	99	31	
第2試験（336日間）	同上	66.7	216	105	6	—
		64.0	206	105	7	—
		66.4	207	102	11	66
		65.2	180	100	30	20
第3試験（210日間）	同上	69.0	140	88	7	—
		66.2	137	86	2	—
		65.7	125	90	18	6
		68.6	110	93	37	31

注　1）供試鶏は毎年10月ふ化の白レグ（同じ系統）を供用
　　2）断嘴は上嘴を一部おこなった。

三、実施上の注意事項

(1) 断嘴（ピークカット）

カニバリズム防止のため、ケージへ収容するまでに必らず断嘴をおこなうこと。断嘴の時期は八〇～九〇日令を最適にするが、おそくとも一〇〇～一三〇日令ま

でに終るのがよい。断嘴の程度は上嘴2/3、下嘴を1/3程度切断するを原則とし、断嘴器を使って適切におこなう必要がある。切断の程度が不足するとケージ収容後二～三カ月でもと通りに嘴が伸長し、初期の目的を達しにくい。

(2) ケージへの収容時期

あまり産卵が進んでからケージへ収容すると一時休産することがあるから、日令一二〇～一三〇日で初産前がよい。

(3) 収容鶏の発育

ケージに収容する鶏は、発育の中程度以上のものを選び、発育不良鶏はさけること。また、同一ケージには発育（とくに体重）の揃ったものにすること。同一ケージ内に大小の鶏を混飼すると小さい方の鶏の成績がよくない。

(4) 鶏舎全体の収容密度

鶏舎の全体の収容密度が高くなるので通風換気にはとくに注意し、立地的に通風の悪い所ではとくに過度の密飼いにならないこと。また、ケージの配列は一段かひな段二段とすること。

(5) へい死、淘駄鶏に対する補充

（へい死、淘駄により羽数が漸減しても補充はおこなわない。ただし、産卵一カ年後に同一ふ化鶏群内で移動し、あきケージをまとめ、補充鶏を入れる。

(6) 衛生

収容密度が高くなるので、病気の蔓延も通常の場合より一層はやいから、呼吸器病など伝染性疾病の予防にはとくに注意すること。また、鶏舎内へ直射日光が射入したり、極度の過剰光線がはいって鶏舎内が明る過ぎる場合は、カニバリズムの多発の原因となる。

(7) ケージの改造

従来単飼として使っているケージに二羽収容する場合は、飼料摂取のための首出し口を二羽用に取替える必要がある。

(8) 給餌器の大きさ

単飼ケージと比較すると、一回の給餌量が倍加するから、給飼量はやゝ大きめのものを使用するか、給餌回数を多くしないと飼料の散逸で無駄がおきやすい。

四、今後の問題

～～*～

どのようにして加工原料乳の数量が認定されるか。

各都道府県知事が行いますが、要約しますと、

1. 管内の乳業工場で処理されたものについて、処理実績に基付いてあん分比例によって加工原料乳の数量を算出します。
2. その際、他県産の生乳についても同様比率により算出して、他県の知事へ通知します。同様他県へ移出した生乳については、他県の知事の通知によって移出生乳の加工原料乳の数量が分ります。
3. 都道府県知事は自県内で加工原料乳になった数量に、他県から通知を受けた加工原料乳の数量を加えた合計数量を自県生乳の加工原料乳として、それぞれに通知して不足払いの対象とします。

ただし交付金を受けられるのはいうまでもなく、指定生乳生産者団体に生乳販売を委託したものに限ります。なおこの認定は、非常に復雑でありますが、酪農民の皆さんには直接の関係が少いので省略します。

また、数量の認定は乳代の支払いの関係から毎月行われますが、法律上の交付金の金額の算定の期間は、毎四半期毎とされています。

さて、この法律でいう加工原料乳とのようにして認定されるかということを概略説明いたしましたが、目的の第一である生乳の価格形成の合理化については、指定生乳生産者団体の指定と、その指定生乳生産者団体が作る生乳の受託規程の内容のいかんにかゝっているといえます。

指定生乳生産者団体の指定の要件の重要なものは次の三つがある。

1. 取扱い乳量については、ご承知のように、二分の一をこえる割合とされておりますので、特別の場合を除き、一都道府県一団体に対してのみ指定が行われることになります。これは生乳の生産、流通および乳価形成の現状からみて、都道府県の範囲で乳価のプールを行うこと、用途別取引の実効性を確保するためには、一都道府県一団体で行うことが妥当であるという考え方からです。
2. 加入に関しては補助金的な性格の強いこの制度の恩典を、全ての生乳生産者に及ぼすという点から、全生乳生産者が直接または間接に参加できるよう門戸が開かれていなければなりません。全国の酪農関係団体の現状からみて、すぐさま指定生乳生産者団体に指定されるような団体が少いので、とくに農協法に特例を設けて百分の百まで員外利用でも良いことにしてありますが、これは極めて特例的なことで、本県のような場合は全員参加して強力な団体とすることになります。
3. 受託規程に関しては、最も重要な点であります。とくに生乳価格形成の合理化は、この受託規程の内容によって決まるといっても過言でないと思われますが、その基準は次のように示されております。

④ 指定生乳生産者団体へ生乳販売の委託をした者に対して支払う対価の算定の方法については、酪農民の相互間の公平を確保するため、委託された数量および規格を基準とする以外は許されないことになっております。とくに乳業者別の差や地域別の差は絶対にいけないこととされております。したがって指定生乳生産者団体が行う乳代の分配については、用途別や出荷先乳業工場別等にかゝわらず、生乳の数量および規格のみを基準として乳価プールを行う必要があります。この場合の「規格」とは単に脂肪率だけではなく細菌数等の品質格差も含んでおり、「支払う対価」とは工場渡しで観念される価格を指します。

したがって、工場渡し価格で数量および規格のみを基準としてプール計算をすることが必要でありますが、現実に乳代を支払う際には、指定生乳生産者団体の自主的な判断に基付いて、一定の基準を設けて集送乳経費や手数料等の必要経費差引いても良く、また、乳業者から受けとった一般的に乳代と考えられるもの以外のものを、プール計算の別枠とすることもさしつかえないこととされています。

㋺ 委託された生乳の販売価格の約定の方法については、販売価格を用途別すなわち加工原料乳およびその他の生乳に区分をして約定しなければなりません。さらにこの場合の加工原料乳の数量は、都道府県知事が政令によって認定した加工原料乳の数量を基準とすることになっております。

この用途別の区分は、この制度の眼目の一つとして重要な点で、最小限二つの区分が必要であります。その一つはもちろん加工原料乳であり、一つは

模範受託規程例

○○県（都道府）指定生乳生産者団体 ○○農業協同組合連合会生乳受託規程

この会が行う生乳受託販売（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「法」という。）第五条の生乳受託販売をいう。以下同じ。）の業務および法第十二条第一項の規定による生産者補給金の交付の事務は、この会の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行うものとする。

第一章　生乳受託販売に係る受託の業務

（委託を受ける生乳の範囲）

第一条　この会は、○○県（都道府）の区域内において生産された生乳について生乳受託販売に係る委託を引き受けるものとする。ただし、他の指定生乳生産者団体から委託を受ける場合または特別の事情があると認められる場合には、他の都道府県の区域内において生産された生乳についても、委託を受けることができるものとする。

（委託の原則）

第二条　この会は、この会に生乳受託販売に係る委託をする者（以下「委託者」という。）がその出荷しまたはその取り扱う生乳を特別の条件を付さずにこの会に委託する場合でなければ、生乳受託販売に係る委託を引き受けないものとする。ただし特別の事情がある場合であって、生乳取引の安定および公正と集送乳の合理化を阻害しないものと認められるときはこの限りでない。

（生乳受託契約の締結）

第三条　この会は、生乳受託販売に係る委託の引き受けについては、原則として別記一の生乳受託契約例により、委託者と生乳受託販売に係る委託に関する契約（以下「生乳受託契約」という。）を締結してするものとする。

（生乳受託契約の期間）

第四条　生乳受託契約の期間は、原則として、毎年四月一日から翌年三月三一日までの一年間（以下「年度」という。）とする。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められるときは、一年度内において一年より短い期間を定めることができる。

（生乳委託計画の提出）

第五条　この会は、毎年度、当該年度開始○月前までに、当該年度に係る年間生乳委託計画を、毎月、その前月○日までに当該月に係る月間生乳委託計画を、それぞれ委託者から徴するものとする。

2. 毎年度の年間生乳委託計画においては、当該年度内における四半期別の委託見込生乳数量、その基準日量および委託を、第五条の規定により委託者から提出せしめた毎年度の年間生乳委託計画とこの会と取引をする者（以下「取引先」という。）から徴した取引希望生乳数量等を基礎として、作成するものとする。
3. 生乳受託販売計画は、生乳生産量の地域的分布、乳業施設の配置の状況および生乳の輸送条件等を勘案して生乳取引の公正および安定を確保し並びに集送乳の合理化に資するよう定めるものとする。

（生乳取引契約の締結）

第九条　この会は、生乳受託販売に係る生乳の販売については、生乳受託販売計画に従い、取引先と原則として別記二の生乳取引契約例により、生乳受託販売に係る販売に関する契約（以下「生乳取引契約」という。）を締結してするものとする。

（販売価格の約定の方法）

第一〇条　この会は、生乳受託販売に係る生乳の販売価格については、法第二条第一万の加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）と加工原料乳以外の生乳（以下「飲用等向生乳」という。）とに区分して、そのそれぞれにつき別の価格を約定するものとする。この場合において必要があると認めるときは、飲用等向生乳をさらに用途に応じて区分し、その区分ごとに価格を約定するものとする。

2. 前項の場合における加工原料乳の数量に係る生乳の販売についての希望等を記載するものとし、毎月の月間生乳委託計画においては、当該月における委託予定生乳数量およびその基準日量を記載するものとする。

（委託者に対し支払う生乳の代金の算定の方法）

第六条　この会は、毎月、その月にこの会が生乳受託販売に係る委託を受けて販売した生乳の数量および品質規格に応じてあん分する方法により、委託者ごとに、その月に委託者に対して支払う生乳の対価を算定するものとする。

2. この会は、前項の規定により算定された委託者ごとに支払う生乳の対価から集送乳経費、検査経費その他生乳受託販売に伴い必要となる経費および手数料を、この会の定める基準に基づき控除することができるものとする。

（受託生乳の代金の支払方法）

第七条　この会は、前条の規定により算定した毎月の生乳の代金を翌月の○○日までに○○県（都道府）信用農業協同組合連合会に設けられた委託者の口座に払い込む方法により、支払うものとする。ただし、委託者が別の方法によることを希望したときは、その方法により支払うことができるものとする。

第二章　生乳受託販売に係る販売の業務

（生乳受託販売計画）

第八条　この会は、毎年度、当該年度開始前に当該年度に係る生乳受託販売計画

その他の生乳であります。このその他の生乳については指定生乳生産者団体と、乳業者の間においてさらに細分することが合理的であると考えられる場合は、そのようにしても差支えありません。また用途別数量のうち、加工原料乳は都道府県知事が実績によって客観的に算出した数量によることとする必要がありますので、契約では販売乳量の総額を約定することは差し支えありませんが、加工向けの数量が幾らとか、飲用向けに全部の数量をするとかという用途別の乳量を前以って約定して置くことはできません。

㈧ 指定生乳生産者団体が、生産者やその団体から生乳の委託を受ける場合の委託の受け方や、乳業者へ生乳を販売する場合の販売の仕方について、全体的にこの制度のねらいとする点については背反していないということが認められなければなりません。従来のように個人的にまたは団体で特定の乳業者を指定して特定の取引をするようなことは認められなくなります。すなわち、生乳取引の公正と安定を確保し、さらに集送乳の合理化を阻害しないものであることが認められなければなりません。

さて、受託規程に関しての指定の要件は以上のとおりでありますが、この受託規程は本制度によるところの指定生乳生産者団体が行う生乳の受託販売業務の運営の中心となる重要なものであります、また、その内容としてこの制度の重要なねらいになっている乳価プール、用途別・取引等の事項を含んでおりますので、国において模範受託規程例が示されております。各県の指定生乳生産者団体はこれに準拠して受託規程を作成することになります。

模範受託規程例は別記のとおりでありますが、とくに注意して載きたい点は、生乳受託契約および生乳取引契約はこの受託規程の一部であるという考え方でこれを設訂する場合には、受託規程も法に従って改訂しなければなりません。

この模範受託規程例は、以上述べました法に従って作られておりますが、その主要な考え方および注意すべき事項は次のとおりであります。

1. 指定生乳生産者団体は、生乳の受託販売をする者から、あらかじめ生乳委託計画を徴します。この計画には年度間の委託見込生乳数量、その基準日量および販売についての希望等を記載します。これに基付いて指定生乳生産者団体は、毎年度生乳取引の公正および安定と集送乳の合理化が行われるように配慮しながら、生乳受託販売計画を作成することとしています。

量は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（以下「令」という。）第五条第二項前段の規定により都道府県知事が算出する同項第一号に掲げる数量に基づき定めることとする。この場合において、飲用等向生乳をさらに用途に応じて区分してその区分ごとに価格を約定しているときには、それぞれその価格の適用される数量については、この会と取引先との協議により定める方法により算定するものとする。

（生乳の受渡しの場所）

第一一条　生乳受託販売に係る販売生乳の受渡しの場所は、原則として乳業工場とする。

（規格および検査）

第一二条　生乳受託販売に係る販売生乳の格付については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則（以下「規則」という。）第二条に規定する規格および脂肪率等品質の格差によるものとする。

2. 生乳受託販売に係る販売生乳の検査については、この会と取引先とが協議して定めるところによるものとする。

（生乳取引契約の期間）

第一三条　生乳取引契約の期間は、原則として一年度間とする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと認められるときは一年度内において一年より短かい期間を定めることができる。

第三章　生産者補給金の交付の事務

（生産者補給金の交付）

第一四条　この会は、畜産振興事業団から生産者補給交付金の交付を受けたときは、法、令および規則の規定並びに畜産振興事業団が定める生産者補給交付金交付要綱およびこれに基づいて生産者補給交付金の交付の決定の際に附される条件に従い、当該生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、委託者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付するものとする。

（生産者補給金の経理）

第一五条　この会は、生産者補給金の経理については新たに勘定科目を設定して行うものとする。

第四章　生乳受託販売委員会

（生乳受託販売委員会）

第一六条　この会に、生乳受託販売の業務に関する重要事項を調査審議させるため生乳受託販売委員会を置く。

2. 生乳受託販売計画の作成その他生乳受託販売の業務に関する重要事項については、生乳受託販売委員会の意見をきかなければならない。

（生乳受託販売委員会の組織）

第一七条　生乳受託販売委員会は、委員〇〇名以内で組織する。

2. 委員は、この会の会長並びにこの会に生乳受託販売に係る委託を行っている生乳生産者の団体の代表者およびこの会の理事のそれぞれのうちから会長の任命する者とする。

3. 生乳受託販売委員会の会長は、この会の会長がこれに当たる。

4. この条に規定するもののほか、生乳

2. 指定生乳生産者団体の委託の受け方は、全量無条件を原則としており、年度間の生乳受託契約を締結して委託を引受けることとしています。

3. 指定生乳生産者団体の生乳の販売の仕方は、原則として年度間の生乳取引契約書を締結して販売することにしています。また販売価格　の約定についていては加工原料乳とその他の生乳の区分をして行うこととし、さらに必要がある場合は、その他の生乳を用途別により区分して行うこととしております。

4, 指定生乳生産者団体は、毎月委託を受けて販売した生乳の工場渡しの代金の総額を、委託された生乳の数量および規格に応じてあん分する方法によって委託者に対して支払う生乳の対価を算定いたしますが、これから集送乳経費および手数料等必要経費を、一定の規準を定めて控除することができることとしています。

5, 1の生乳受託販売計画の作成その他生乳受託販売の業務に関する調査審議する機関として、指定生乳生産者団体の内部に「生乳受託販売委員会」を設けることとしています。

これは生乳受託販売のあり方が生乳生産者の利害に関することが少くないことと、ともに、この制度のねらいとしている生乳取引の公正と安定および集送乳の合理化の方向に大きな影響を及ぼすという観点から、生乳生産者の意思を十分に反映しながら、指定生乳生産者団体の生乳受託販売業務が正かつ円滑に行われることを目的としたものであります。したがって生乳受託販売委員会の構成につきましては、指定生乳生産者団体の執行部の代表に生乳生産者のエキスパートを加えて構成することにしてあります。

＊　＊　＊　＊　＊

以上　政令および省令の必要部分につきまして概略を述べましたが、実際の取引にあたっては、生産者に対する乳価の支払いは二本立てになります。すなわち一つは乳業者から支払われる用途別価格を指定生乳生産者団体でプールして支払われるもの、もう一つは加工原料乳に対し、四半期毎に精算されたものが畜産振興事業団から支払われるものとになります。したがって加工向けの多い月は不足払い金も多く貰えますが、全体の乳価は下りますので、これからは飲用向けの消費の増大を図ることが重要になってまいります。また、生乳取引の公正と安定および集送乳の合理化ということが強く要求されますので、出荷先の乳業者の変更ということもあります。

今まで乳業者にまかせきりであった種々のことが、今度は指定生産者団体が自主的に行うことになります。従来からの乳業者との結びつきや慣行があってなかなかむづかしい問題が多いと思いますが、将来の酪農、乳業の長期的な発展のため、関係者の勇気と英断を期待して終りたいと思います。

受託販売委員会の運営に関し必要な事項は、生乳受託販売委員会において定める。

第五章　雑　則

（台帳の整理）

第一八条　この会は、乳業工場別出荷台帳、委託者別出荷台帳、乳代受払台帳、補給金受払台帳、その他生乳受託販売の業務に必要な台帳を作成し整備しておくものとする。

（細　則）

第一九条　この会は、この規程に定めるもののほか、生乳受託販売の業務の運営および生産者補給金の交付の事務の執行に関し、必要な事項について細則を定めることができる。

（受託規程の変更）

第二〇条　この規程の変更は、生乳受託販売委員会の意見を聞いた後、総会の議決を経て行うものとする。

付　則

この規程は、昭和〇年〇月〇日から施行する。

別記一

生乳受託契約例

〇〇県（都道府）指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、生乳受託販売に係る委託に関し、次のとおり契約する。

（全量委託）

第一条　乙は、甲の生乳受託規程を承認の上、乙の取扱う生乳の全量を特別の条件を付さずに、甲に生乳受託販売に係る委託をするものとし、甲はこれを引き受けるものとする。

（委託予定生乳数量）

第二条　乙は、毎月〇日までに、翌月に係る月間生乳委託計画を甲に提出するものとする。

2. 前項の月間生乳委託計画においては、生乳委託予定数量およびその基準日量を記載するものとする。

（生乳代金）

第三条　甲は、毎月、甲の生乳受託規程第六条の規程により乙について計算した生乳の代金を、翌月の〇日までに、〇〇県（都道府）信用農業協同組合連合会に乙が設ける口座に払い込む方法により支払うものとする。

（受渡しの場所）

第四条　生乳の受渡しの場所は〇〇とする。

（規格および検査）

第五条　生乳の格付けは、加工原料乳生産補給金等暫定措置法施行規則第二条に規定する規格および脂肪率等品質の格差によるものとする。

2. 生乳の検査の実施機関、検査の方法および検査場所については甲乙協議の上定めるものとする。

（契約の期間）

第六条　この契約の有効期間は、昭和〇年四月一日から昭和〇年三月三一日までとする。

2. この契約の有効期間満了の日の三ケ月前までに、甲または乙から相手方に対し、契約の更新を拒絶し、または条件を変更するのでなければ契約を更新しない旨の意志表示をしないときは、有効期間満了の際には、この契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとす。

（契約の変更）

第七条　この契約は、契約有効期間中においても、甲または乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

（損害賠償）

第八条　故意または過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

（その他）

第九条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（還元脱脂乳）

第一〇条　甲は、乙の提出する還元脂脂乳使用計画に基づき、乳業者より購入した子牛飼料用脱脂乳を乙に売り渡すものとする。

2. 前項の子牛飼料用脱脂乳の価格は甲が乳業者より購入した価格に基づいて定める価格とする。

この契約を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保有するものとする。

昭和〇年〇月〇日

甲　〇〇県（都道府）指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会
会長理事　〇〇〇〇　印

乙　〇〇農業協同組合
組合長理事　〇〇〇〇　印

別記二

生乳取引契約例

生乳の供給者〇〇県（都道府）指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と生乳の需要者〇〇〇（以下「乙」という。）との間において生乳の取引に関し、次のとおり契約する。

（生乳の売買）

第一条　甲は、甲の生乳受託規程に定めるところによりその行う生乳受託販売に係る生乳を乙に販売するものとし、乙はこれを購入するものとする。

（取引数量）

第二条　生乳の取引数量は、別表一で定めるとおりとする。

2. 甲は、毎月〇〇日までに、翌月の供給予定生乳数量を乙に通知するものとする。

（価　格）

第三条　生乳の取引価格は、乙の〇〇乳業工場渡しの用途別の価格とし、別表二で定めるところによるものとする。

（生乳代金の算定）

第四条　取引生乳の代金は、毎月別表二の用途の欄の区分のそれぞれに該当するその月の取引生乳の数量に同表の価格の欄に掲げるそれぞれの区分に対応した価格を乗じて算出した金額を合計して算出するものとする。この場合において、同表の用途の欄の各区分に該当するその月の取引生乳の数量のうち、加工原料乳の数量は加工原料乳生産者補給金等指定措置法施行令第五条第二項前段の規定により都道府県知事が甲について算出する同項第一号に掲げる数量とし、加工原料乳以外の生乳の数量は、甲乙協議して定める方法により算出するものとする。

（生乳代金の支払い）

第五条　前条の規定により算出した取引生乳の代金は、乙が、毎月その月の分を翌月の〇日までに甲乙協議して定める方法により、支払うものとし、乙がその日までに支払わないときは、乙は甲に対しその日の翌日から支払いをする日までの期間につき、日歩〇銭の割合をもって計算した遅延利息を支払うものとする。

（受渡しの場所）

第六条　生乳の受渡しの場所は、乙の〇〇乳業工場とする。

（規格および検査）

第七条　生乳の格付けは、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第二条に規定する規格および脂肪率等品質の格差によるものとする。

2. 生乳の検査の実施機関、検査の方法検査の場所および検査に要する費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（契約の期間）

第八条　この契約の有効期間は、昭和〇年四月一日から昭和〇年三月三一日までとする。

2. この契約の有効期間満了の日の二ケ月前までに甲または乙から相手方に対し、契約の更新を拒絶し、または条件を変更するのでなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとする。

（契約の変更）

第九条　この契約は、有効期間中においても甲または乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

（紛争の処理）

第一〇条　この契約またはこれに付随する取決めの全部または一部につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2. この契約またはこれに付随する取決めについて甲乙両者の間に紛争が生じたときは、甲乙両者とも誠意をもってその解決に当たるとともに、〇〇県（都道府）知事に酪農振興法第二〇条のあっせんまたは調停を申請しすみやかにその円満な解決につとめるものとする。

（損害賠償）

第一一条　故意または過失により乙の契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

（その他）

第一二条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（還元脱脂乳）

第一三条　乙は、甲の提出する還元脱脂乳購入計画に基づき、別表三で定める価格により子牛飼料用脱脂乳を甲に売り渡すものとする。

この契約を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保有するものとする。

昭和〇年〇月〇日

甲　〇〇県（都道府）指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会
会長理事　〇〇〇〇　印

乙　〇〇〇〇　印

別表1.　取引数量

期間	取引基準日量
〇月〇日から〇月〇日まで	〇〇〇kg
〇月〇日から〇月〇日まで	〇〇〇kg
〇月〇日から〇月〇日まで	〇〇〇kg
〇月〇日から〇月〇日まで	〇〇〇kg

ただし、取引数量は、取引基準日量に対し多少の増減を認めるものとする。

別表2.　取引価格

価格		
用途	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第2条に規定する規格に適合するもの	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第2条に規定する規格に適合しないもの
加工原料乳	1kg当たり　〇〇円	1kg当たり〇〇円
飲用等向生乳	1kg当たり　〇〇円	

ただし、上記の価格欄の左欄の価格は、脂肪率3.2％の生乳についてのものとし、脂肪率0.1％増減ごとに円を加減するものとする。

別表3.　還元脱脂乳の価格等

価格	受渡し場所
1kgにつき　〇〇円	

札幌旅行記

酪連会長　惣津律士

九月二十三日正午、私達夫婦は千歳空港に降り立った。農林省北農試畜産部の北村課長、美斉津君、田島君、千歳市会議員の中村さんのお出迎えを受く。空は限りなく青く、合服では暑いくらいの気温である。車はハイウエーを滑るように札幌へ向う。ふと私は、八年前アメリカのアイオワ州のデモイン空港から牧場へ向った当時の沿道を想い出した。あの時も初秋であった。

今回の札幌行きは、私が十八年前に勤務していた農林省月寒種畜牧場の旧友達が、ぜひとも私達に、その後の牧場のうつり変りを見てくれとの切なる心情をうったえた五十名にものぼる連署の手紙に旅費までそえての要請によるもので、私達はこの暖かい友情に感謝して決意したものである。

＊　＊　＊　＊　＊

翌朝、私達は藻岩山に上った。バスで頂上まで行き、野幌の原始林、延々と流れる石狩川、人口七十万にふくれてしかも限りない躍進をつづける札幌市を心おきなく眺めながら、私を畜産人として育ててくれた石狩平屋の雄大なる景観に、しばしみとれた。

札幌市内は往年の比でない。名物の時計台、植物園、北大のクラーク博士の像はそのまゝだが、大通公園にはテレビ塔がそびえ、中島公園には近代建築美を誇るホテル三愛がある。

そのホテルで、北海道緬羊界の大先輩千葉英精さんの次男幸二君の結婚式が当日午後二時半から行われた。披露宴には沢さん、中西道彦さん、塚本さん、三股畜産試験場長などの北海道畜産界の首脳部が顔を見せ、華かなふん囲気の中に宴が進められた。

中西さんが席上「はるばる岡山のへき地から惣津さん夫妻が出席せられて、感激に堪えない」旨の挨拶をされて、大笑いとなった。私がけしからんではないかと抗議すると、中西さんは札幌は東京都札幌市だよと笑われたが、たしかに羽田からジエット機で僅か一時間で千歳に行ける今日ではさもありなんとの感が深い。

私は在札中会った人達から、故三木知事さんはえらい人であったと度々聞かされたのは、我事のかうにうれしかった。三木知事さんの随筆は広く読まれているし、水島の工業基地の建設も有名だし、マグサイサイ賞の授賞も知れ渡っている。北過道のへき地まで知られている故三木知事さんの偉大さを、しみじみ痛感した次第であった。

＊　＊　＊　＊　＊

二十四日には北海道農業試験場の公式開日である。場長、総務部長、畜産部長、草地開発部長などの主脳部にお目にかかり、場内視察。昔なつかしい農場で旧知の連中に再会した。

「場長しばらくでした。よく来てくれましたねえ。

惣津さん、相変らず御元気ですねえ。昔とちっとも変りませんよ。」

「いや、年を取ったよ、来年は六十だ。

頭はこの通りだ。」

「とも角、場内をゆっくり見て下さい。あの三十号へ行く並木が切られたのは残念です。」

歩くにつれて案内者がどんどんふえてくる。緬羊の美斉津君、乳牛の田島君、豚の加藤君がしきりに意見をのべる。貴重な建設的意見である。大変参考になった。

今羊ケ丘は、千百ヘクタールの宏大な用地を背景に、十二億円の予算で総合庁舎が建設されつつある。

変った。たしかに変った。

新時代の要請にもとづく牛舎、緬羊舎、豚舎が建設され、立派な農機具が整備されている。

終戦後ベストトラクター一台と耕馬二十頭で頑張り通した当時のおもかげは、農具舎の片隅みに保存されているスクラップでしのぶしか出来ない。

試験ほ場も立派になった。

私は「とど山」の上にジープをとめて、ありし日を静かに回想した。私は学校を出るとすぐ当時の種羊場に赴任し、さらに終戦後種畜牧場に改組されると同時に勤務しているので、通算七ケ年の月寒生活である。種畜牧場長当時は苦労も多かったが、たのしかった事も数々あった。

あの当時は毎年五月になると、山火事に見舞はれて、二百ヘクタールの山林を焼いたこともあった。北過道名物の馬糞を含んだ空っ風には悩まされたものだ。その火が牧草地を矢のように走ったのを想い出す。ベストトラクターで大規君が命がけで牧草地をおこして、消火線を造って、火を消した事もあった。

天候不順のため乾草の出来高が悪くて、冬に馬そり隊を編成して、一日がかりで民間の牧草を雪の中から掘り出して運んだこともあった。

米がないので、馬鈴薯とかぼちゃで皮廚の色が黄色になった。でも私達は一致団結して、種畜牧場の創設に情熱を捧げた。運動会、野球試合はたのしかった。

私事になるが、三男義雄が私の東京出張中に盲腸炎が悪化して危険状態になった時に、戸板にのせて場から札幌まで場員の方々が交代でかついで運んで頂いた友情は永久に忘れられない。

真駒内のクロホードキャンプの米軍第七空挺師団司令部が牧場の占有を企図して、度々無断で演習を強行した当時、現在の庭米大使武内竜次さんと私と二人でG・H・Qなどに強引に折衝して取り止めさした事があった。四十才の年令が牧場を死守さしたのかも知れない。

真冬に牧場の興地に、何百人にも及ぶ空挺部隊が降下した光景は昨日のようだ。私は静かに昔の仲間と牧草地を一歩一歩ふみしめながら、ありし日の追憶にふけっていた。

＊　＊　＊　＊

場員が記念植樹をしてくれという。この小さな松がどのように育つだろうか。どうか由緒ある月寒牧場の一隅ですくやかに成長してもらいたいものと念願しながら、土をかけた。

＊　＊　＊

観迎会場入口には六十名の同志が整列して迎えてくれた。なつかしい顔、顔が涙ぐんで見える。

記念撮影の後、懇親会に移る。札幌市内から旧友達が顔を見せていた。息子が出られない家は母親が、親が不在の家では息子や娘の代理出席である。私は感謝の言葉をのべながら、どうか諸君はいつまでも元気で働いて下さい。長生きして下さいとくりかえして申し上げた。そして芳名録に一筆づつ書いてもらい度い旨お願いした。この貴重な記録は私達一生の記念品として、大切に保存したいと思っている。

ジンギスカン料理で盃をかさねるにつれて、昔話しやら、今後の畜産界の問題にまで話がはずんで、「都ぞ弥生」の北大寮歌を合唱した頃は夜も大分ふけていたらしい。実にすばらしい夜の宴であった。健康上私は最近節酒していたが、翌朝田島君の話では意気あたるべからざるものがあったそうで、旧部下一人一人を叱咤激励していたという。誠に汗顔の至りである。

＊　＊　＊　＊　＊

田島君のお宅でご厄介になり、二十五日夜は元の道庁の連中のお別れパーティーに望んだ。その席で中松番三郎さん、吉田稔さんにお会いした。吉田さんは現在北過道酪農開発事業団の常務理事である。

＊　＊　＊　＊　＊

二十六日、今日は札幌を去る日である。平賀畜産部長その他多数のお見送りを頂いて十時四十五分千歳空港を出発した。

空港屋上から「場長さん、惣津さん、さようなら、お元気で、またお出で下さい」と大声で手を振った友達の顔を私は永遠に忘れる事が出来ない。

飛行機の中で「どうか皆さん、いつまでもお元気にお暮し下さい。今回はほんとにありがとう」とくりかえしながら、遠ざかる北海道の土地をながめた。

往復とも空の旅は快適だった。

永遠に変らざる友情の尊さを、しみじみ味った札幌への旅であった。

月寒の友を想ふや秋深し

酪連だより

折衝始まる

毎年のことながら酪農家の方々には税金については関心が深いことゝ思います。本会では昭和四十年分酪農課税について早くから検討しておりましたが、十一月二十五日広島国税局を訪れ、適正な課税標準を作成されるよう次の試算をもって強く要請いたしました。

国税局としては岡山県の要望事項を十分研究の上標準作成に当るとのことで結論は出ていないが、正式な課税標準は四十一年二月に行われるので来年二月号をもってお知らせします。

昭和四〇年分酪農課税標準試算

昭和四一年一月
岡山県酪農農業協同組合連合会

(1) 試算の根拠

㋑ 過去の実績から農民団体の調査資料は、国税局において採用されていないから、本年度は農林省岡山統計調査事務所牛乳の生産費（四〇・五・三一発表）を基礎とした。

㋺ この試算は昭和三十九年度のものであるから、昭和四十年度においては当然修正を要する。

(2) 牛乳の生産費の修正

（以下一頭当り）

統計調査事務所の生産費と国税局の生産費とは算出方法が相違しているので、統計調査事務所のものを国税局の方針に修正すると次のようになる。

㋑ 収入金

	三九年	三九年国税局発表
乳量	五、一一三	四、〇五一
単価	三五・一五	三四・〇〇
乳代	一七一・九	一三七・七

㋺ 経費 第一表のとおり

	八七円	三四円

第一表の注

㋐※印は三七年度岡山県牛乳生産費調査の内訳による。（これは三七年度の取まとめがないため、暫定的に使用した。）㋑※(1)は子牛の育用に該当するから除外した。㋒※(2)は農業収入のイネ、ムギの収入としてすでに見られているから購入に準ずる。飼料用イネワラ一、〇七四・六kg（四、二五五円）敷料イネワラ一、九六八・六kg（七、六一八円）、敷料ムギワラ八一〇・四kg（二、一二三円）、計一三、九九六円。㋓※(3)はムギ作、畑作の収入としてすでに見られているから購入に準ずる。大麦一〇九・八kg（三、六四二円）、小麦二〇・五kg（七九七円）、裸麦八二・四kg（三、三一四円）、甘しよ一四八kg（三、一二七円）、計一〇、八八〇円。㋔※(4)は農機具の減価償却に当り、別途控除として見られるもの。㋕※(5)は共済掛金であり別途控除の対象となる。

(3) 所得標準

㋑ 収入金一七一、九八七円を得

第1表 経費

費目	統計総額	修正（−）	修正額	備考
飼育労働費	33.687	30.637	3.050	自家労力
直接材料費	1.848		1.848	※(1)脱粉
飼料 購入	79.919	805	79.114	
飼料 自給	38.721	13.845	24.876	※(2) ワラ類 13.996
計	118.640	14.650	103.990	※(3)濃厚飼料 10.880
建物費	2.788	-	2.788	
農具費	5.305	※(4)4.598	707	
賃料々金	5.659	※(5)1.165	4.494	計 24.876
乳牛償却費	15.519		15.519	
地代	1.533		1.533	
資本利子	10.823		10.823	
（合計）	195.802	51.050	144.752	

酪連だより

酪農課税

第2表 昭和39年度の酪農課税対象額

@ 35円15銭		課税対象金額（39年度）	
収入乳代（1頭当り）	乳量（1頭当り）	統調試算	国税局
20（万円）	5.688（kg）	43千円	78千円
19	5.405	37	72
18	5.120	32	66
17	4.836	26	60
16	4.551	21	54
15	4.267	16	49
14	3.982	10	43
13	3.698	5	37
12	3.413	—	31
11	3.129	—	25
10	2.844	—	19
9	2.560	—	13
8	2.275	—	7
7	1.991	—	1

るために、自家労賃を除けば一四四、七五二円の経費がいる。

㋺ 経費のうち収入の増大、減少に比例して増減する経費は主として飼料費の購入飼料代である。それは七九、一一四円である。

㋩ 従って経費の構成は計算上次のようになる。（国税局方式）

国定経費六五、六三七円、比例経費七九、一一四円（四六%）

㋥ 昨年度の国税局の標準経費は次のとおりである。

経費合計九六、九四五円、固定経費四〇、〇〇〇円および比例経費五六、九四五円（四一%）

九六、九四五円の内訳→公租公課二六五、飼料代七二、七六四、償却一六、四七六、他七、四四〇。

(4) 昭和三十九年度の酪農課税対象額

第二表

第二表の注

㋐試算は固定経費六五千円、比例経費四六%とした。（乳代×〇・五四−六五千円）。㋑三九年度は固定経費四〇千円、比例経費四一%であった。乳代×〇・五九−四〇千円）。

(5) その他

㋑ 前記(2)㋺の経費には公租公課および負担金は含まない。

㋺ (4)の課税対象額は試算が常識的にみて正しいと思慮される。

よって、三十九年度のように二、〇〇〇kgの出荷乳量に税金がかかることは不合理である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

昭和四〇年分酪農課税に対する要望事項

(1) 本年は寒期の低温ならびに長雨のため、自給飼料が極度に減収したために、購入飼料への依存度が高くなった。併せて購入飼料の価格は四〇年二月以降四、五%、一一月一日からなお四・五%の値上げとなっており、実質的に酪農経費は大巾に増加している現実を十分把握のうえ適正な課税をされたい。

(2) 酪農経費については農林省統計調査事務所発表の牛乳生産費調査資料を採用されたい。

(3) 昭和三十九年度の農林省統計調査事務所の資料をもとに試算すれば、課税対象となる分岐点は別紙の如く、乳量三、六九八kg、収入金一三〇、〇〇〇円となるが、昭和四〇年度の経費は昨年度より高騰しているので、課税対象分岐点はさらに上昇するものと推測される。

したがって今年度については、この点十分考慮の上課税標準を作成されたい。

(4) 収入金額が一三〇、〇〇〇円を下廻った場合は損金として、総合所得より控除されたい。

(5) 本年度課税標準は少くとも個定経費六五、〇〇〇円、比例経費四六%以上とされたい。

(6) 別記岡山県酪連の試算の如く、飼料畑の経費は自給飼料費に含めていないので、飼料畑は桑園と同一の取扱となし、課税の対象外とされたい。

なお、乳牛一頭当りの飼料畑は十五アール以上認められたい。

(7) 別途控除について

イ 別途控除は昨年同様これを経費されたい。

ロ 本年は下記のものについてさらに別途控除の対象とされたい。

(1) 共同施設のクーラー、集乳所等の原価償却

(2) 多頭飼育者のふん尿処理費

(3)(3) 家畜共済未加入牛の診療費

(4) 家畜共済限度超過診療費

もっと伸ばしたい

◇事例紹介◇　共同乾草の生産と販売事業の諸問題

酪農経営者は、こと数年来このことを真剣に考えて多頭飼育ムードにより規模の拡大がなされて来たが、経営耕地面積においては一ヘクタール未満の規模の農家があんがい多く、多頭化体系のねらいからそれた酪農家が多い。多頭化のねらいは牛乳生産量を増加して所得の増大をはかることであるが、逆に頭数割でみると所得がかなり減少している農家もみられ、むしろ精鋭主義が割が良い場合も見受けられる。このような要因は多頭飼育するには耕地面積が小さすぎ、自給飼料が不足し、飼育頭数と自給飼料基盤を比較して、自給飼料基盤が小さく自給飼料の生産確保がなされていないことが実状のようである。

したがって現状の多頭飼育農家においては、粗飼料の不足分を購入飼料に依存するほかないと思う。二～三年前より数十頭以上の多頭飼育農家では、水田裏小作はもちろん、生草、乾草を購入する酪農家が目立って多くなった。したがって総社市農協では、生草、乾草の需要に即応して、昭和三十九年度より乾草の生産販売を実施し、総社地区内はもちろん、地区外の多頭飼育農家の乾草の供給をみたすと共に、水田裏作の高度利用をはかっている。

昭和三十九年度五名の組合員により服部販売乾草生産組合を設立し、イタリアン乾草の大量生産をめざして新しい農業の生き方として、地区内外の需要家から注目されている。本販売乾草生産事業は時代に即応した事業の反面に、今まで乾草の必要性は十分わかっていながら、乾草生産が酪農家自体においてもなされなかったことは、梅雨時期の天候に左右されることが大きくしたがって一戸当り一～二人の家族労働力では、昨年のような五月の天候の悪い時には五〇アール以上の栽培は無理であり、梅雨期に晴天をみはからい一度にイタリアンを乾草調整することは天候的にも労働的にも不可能で、栽培可能面積も昨年の場合一〇～二〇アール程度に限定され、小規模な労働生産性の低い経営内容となり、乾草生産が今まで伸びなやんだ原因の一つと思われる。昨年度のイタリアンの栽培については、第一表のとおり、ほ場の周囲がイ草田で、ほとんどのほ場が湿田化され初期生育が悪く、なお播種期も十月十九日と適期播種よりかなり遅れ昨年度の異常低温のため全般的に生育が悪く、収量も非常に少く、当地の過去三ケ年平均収量（一四、〇〇〇キログラム）よりはるかに少なく八、九〇六キログラムしか生産が上らず、悪条

費の内訳				諸経費		費用合計	乾草粗収入	差引所得
燃料費		乾草歩留	10a当り生産費	輸送費 K当2.8円	農協手数料 K当5%			
数量	金額	%						
—	0	(12.52) 1.151.8	200	3.226	1.320	10.947	26.491	15.544
—		(12.31) 861.7	200	2.412	990	7.845	19.819	11.974
67	734	(10.2) 1.002	934	2.805	1.152	7.662	23.046	15.384
67	734	(8.29) 773.7	934	2.166	889	6.159	17.795	11.636
67	734	(8.95) 820.3	934	2.296	943	5.643	18.866	13.223
40	440	(10.45) 930.6	640	2.581	1.059	7.651	21.203	13.552

乾草機以外の機械経費を一率に２００円を計上した。

もっと

総社農業改良普及所
大西　務・加滝　栄

条のもとにイタリアンの生産処理が行われ一部の製品では品質の悪いものが生産されたわけである。また施肥量と収量比は第二表のとおり、かならずしも施肥量の多いA、B農家が収量が多くなく、むしろ施肥量の少いD、E農家が多い結果が出たが、この原因は昨年の異常天候により施肥量どおりの作柄とならず、また刈取回数も二回も少なかったことが直接施肥量にひびかなかったものと思われる。なお昨年の場合、例年にない梅雨前線による長雨のため適期刈取りはできず、収穫時期がづれ、労力が一時的に長雨のあい間をぬって集中化され、労働的に昨年の場合は、一人当りの栽培、乾草調整上の可能面積は二〇アール以下でないと乾草としての処理が無理な条件であった。

しかし平年の気象条件下であれば、一戸当り栽培可能面積も五〇アール程度までは可能と推定できる。昨年の天候異変のため長野式ドライヤーを使用したが、刈取直後ドライヤーにかけ、干上るまでに六時間を用し、一二〇リットルの重油を消費し、乾草一キログラム生産に用した油代は一三～一四円かかい、またその他生産費として一二～一三円かかることになり、ドライヤーを全面的に使用した場合非常に生産が低くなります。採算面から組合としては、乾草仕上げの二〇～三〇分のみを機械乾燥とし、主体として

第1表　耕種概要（10a当り）

農家番号	品種	播種方法	播種月日	播種量kg	施肥量 厩肥	硫安	過石	塩加	収穫時期 1回刈	2回刈	備考
A	在来種	耕起播	39. 10. 15	2.5	500	150	60	56	39. 5. 10	39. 5. 30	土地条件 乾田
B	〃	水稲中播	10. 12	3.0	—	135	25	32	5. 15	—	湿田
C	〃	〃	10. 30	3.0	—	74	18	20	4. 28	5. 27	乾田
D	〃	〃	10. 20	3.0	—	55	15	15	4. 28	5. 29	湿田
E	〃	〃	10. 20	3.0	—	33	8	7	4. 29	5. 27	湿田
平均	〃		10. 19	2.9	100	89	25	26	5. 4	5. 23	

第2表　生草、乾草の収支内容（10a当り）

農家番号	生草収量	生草生産費の内訳 労働費 時間	金額	肥料費 数量	金額	種苗費 数量	金額	10a当り生産費	乾草生産 労働費 時間	金額	機械借料 数量	金額
A	9.200	22	1.980	266	5.976	2.5	225	6.201	36	3.240	—	200
B	7.000	17	1.530	192	3.973	3.0	270	4.243	26	2.340	—	200
C	9.833	11	990	112	2.501	3.0	270	2.771	30	2.700	—	200
D	9.333	12	1.080	84	1.900	3.0	270	2.170	32	2.880	—	200
E	9.166	10	900	50	1.200	3.0	270	1.470	28	2.520	—	200
平均	8.906	14.4	1.296	141	3.110	2.9	261	3.371	30.4	2.736	—	200

◎　算出基礎は所得計算であるので労賃は所得に含まれている。なお機械借料は徴収してなく

は天日乾燥に一元化したわけであります。

なお労働時間については生産生産の場合、平均一四・四時間と非常に少なくてすんでいるが、それにひきかえ乾草生産時間は三〇・四時間と労働力の主体は乾草生産にかゝっている。労力の投入も晴天の一〇～一五日前後に集中化され、一時的に労働がかさなり、先に申し上げたとおり労働的に栽培可能面積の制約がかせられる結果となったわけである。

また第一表のとおり、乾草歩留りが標準を下まわる一〇・四五パーセントと非常に低かった。しかし昨年の場合雨量も多く、また刈取は背負式刈取機を使用し高刈りされたためとくに歩留りが悪く、乾草収量が予想外に低かった。

乾燥方法は、主体として干草は道路等の広い場所に干し、したがって干上りはイタリヤン跡に干した場合より一日程度干上りが早かった。また昨年の場合、晴れ間を利用しての乾燥が不可能のため、小雨でも乾草を強行し、大雨の時は三角架を利用しての強引な方法で実施したわけである。そこで品質の低下はまぬがれなかった。

労力問題については第二表のとおり、乾草調整のための労力は他作目に見られない集中的な多くの労働力を必要とする。したがって労力の節減をはかるため刈取回数も、当地方の四～五回刈りを二回刈りにとどめ、投下労働をできるだけ少くし、また乾草調整上一人ではできない刈取り、乾燥、梱包作業を共同化し、一面労働の集約化により天候悪化の場合一人ではできない作業を共同化でなしとげたわけである。以上のとおり乾草生産においては、梅雨時期の天日乾燥と、労働調整が今後の乾草作りの第一の問題点になる事と思う。

◎……

また乾草販売面では、一般的取引価格は一キログラム三〇円以上の価格は望めず、二八円の高価格で取引きされても、遠距離輸送する場合は、乾草一キログラムにつき運賃が五～六円前後かかり、手取りが少く儲からないのが現実のようである。だいたい輸送距離一五キロメートルの場合乾草一キログラムの運賃は一円、九〇キロメートルで六円と運賃に多くの費用がかかることになる。したがって乾燥の販売先はできるだけ近くの需要家と取引きしないかぎり、現段階の乾草販売で高い収益金を望むことはできないと思われる。昨年度の例からみると、輸送距離四〇キロメートルで乾草一キログラム輸送量は二・八円かかり、販売乾草の費用合計の内訳のとおり費用中運賃各費が費用中の上位をしめている。したがって販売乾草の輸送距離は三〇～三〇キロメートルが限度とされている。また需要家としても輸送距離が遠い場合、単価が高くつき、購入についても敬遠される。最近の傾向としては、一キログラム当り運賃込みの二七～二八円以下でないと取引きが成立しないという販売輸送面に、第二の問題点がのこされている。

◎……

収益性については第二表のとおり、A農家では一〇アール当り一五、〇〇〇円と昨年の悪条件下で、栽培経験始めてにしてはよい成績であり、平均的にみると二、〇〇〇円とかなりの差がみられるが、昨年度の気象条件下の収量を最低にみた場合、昨年よりは収量的にも所得的にも悪くはならないとして、本年度では、最高作付者は一戸当り五〇アール作付けして、すでに一部では明年度生産の乾草が一キログラム当り二五円の生産地価格で契約され、明年度の生産に期待がかけられている。

◎……

以上のとおり昨年度の場合は異常気象のため、思うほどの収量も上げえなかったが、本年度の場合は一〇アール当り最低一、二〇〇キログラムの乾草収量を目標におき、草生に関係の大きいイタリアンの播種時期を九月下旬までに完了し、需要と供給に即応した販売乾草の大量生産を計画し、若々と生産基盤の拡大を目ざして新時代にふさわしい田園都市総社にグリーンのいぶきが芽生えている。

第3表　生産費の内容

農家番号	生産生産費			乾草生産費			その他	合計生産費	
	収量	10a当	100kg当	収量	10a当	100kg当	諸経費	10a当	100kg当
A	9,200	8,181	889	1,151.8	3,440	298	4,546	16,167	1,403
B	7,000	5,773	824	861.7	2,540	294	3,402	11,715	1,359
C	9,833	3,761	382	1,002	3,634	362	3,957	11,352	1,132
D	9,333	3,250	348	773.7	3,814	492	3,055	10,119	1,307
E	9,166	2,370	258	820.3	3,454	421	3,239	9,063	1,104
平均	8,906	4,667	540	930.6	3,376	373	3,639	11,683	1,261

○　諸経費は運賃、農協手数料である。

最新の技術・最古の伝統から生れた—

総合ミネラル剤

コロイカル　粒状コロイカル　ネオコロイカル

肉牛短期肥育剤—ファテイ錠
特許、鶏の虫下し—強力ヘルミノック錠剤
水溶性虫下し—ピペラジンダイワS
抗性物質飼料添加剤—ゲリノック
コクシジウム病予防、治療剤—ノキサリンゴールド

鶏舎・畜舎消毒剤—カキンゾール
ワクモ駆除剤—ワクモゾール
家禽飲水消毒剤—ジフテリン
養鶏用硅石中雛成鶏—グリットS
高単位粉末肝油—ドライA

成分（1K中）	乳牛用	養鶏用
コロイカル	890g	832g
第三燐酸カルシウム	100g	150g
コバルト	25mg	7mg
マンガン	2,700mg	4,500mg
ヨード	15mg	40mg
亜鉛	50mg	3,700mg
鉄	2,700mg	1,640mg
銅	270mg	150mg

白石カルシウム㈱岡山営業所　岡山市西古松170　TEL㉒7460　星文献

編集室より

◇　十二月上旬で既に鶏卵の大阪相場は kg当り一五〇円の大台にのった。今春の大暴落からみると予想外の好相場である。ブロイラーも生体kg当り二三〇円の相場が続き、枝肉、和牛メスがkg当り五八〇円台、去勢牛は六〇〇円台、豚肉も高値が三八〇円台を続け、いずれも高値横ばいを堅持している。畜産物を生産する農家にとっては、明るい師走ということになりそうだが、長かった苦しみを思えば少しはむくいられるものがあってもよいであろう。不作とはいえお米代金も入ってエビス顔の人も多いことだろう。十二月第一日曜日の岡山市は例年より人出が多く、サラリーマンのボーナスの出る前から一足早い師走景気にデパートや商店街は活気すいたといわれる。これが全部農村から繰り出した買物客とはいえないが、寒い冬という天気予報と相まって消費指数はかなりのびそうである。

◇　高度生長のあとをうけて反動不況の是正対策を大きく打出した佐藤内閣も、意外にその効力が不発に終ってしまい景気回復は期待薄、かなり長びくという見通しの方が強くなってきたこの頃、経済政策の手ぬるさにアワを喰っている格構であるが、事実中小企業の倒産が相継いで起り、岡山県でも十一月の企業倒産負債総額三四億円を越え戦後最高を記録したとあっては、不況解消の淡い期待も霧と消え寒さは気温だけではなしに心の中にまでしみわたるように感じられ、心細さを覚える。気になるのは来年の経済見通しであるが、明るい観測はむづかしく来年秋口からゆるやかに回復に向い、本格的立直りは明後年以降という見方がなされている。ここから波及してくる畜産への影響は、公共料金の値上げを含んで五%以上になると思われる消費者物価の上昇が、畜産物消費の面に及ぼし畜産物相場の下げへと作用してくるであろう。更には雇用の停滞が兼業収入の減少、出稼ぎの道の縮少へと作用し、農家収入は少なくなってくる事態も予想される。今の畜産物相場の高騰も底の浅い淡雪のようなものであると知っておくならば、昨今の収入増加も経営規模の拡大・設備投資に向けることは危険である。

なぜならば中小企業の倒産原因が、設備投資の行過ぎや、借金などで資金ぐりがつかず、不況のあおりで倒産している例が多いからである。決して楽観は許せない情勢にある。

◇　今年もあと僅か、暖冬に始まり、寒春、冷夏と不順になやまされ、あげくが台風で稲穂は落ち農作業は半月もおくれるという災難年であった。畜産物相場は雨のち晴といく分明るかったが、今までの赤字を埋め合した程度で決して満足のいくだけのものではなかった。これらに対する対策、施策は逐次実行されたが、中でも特筆すべきは、長い懸案であった酪農三法の成立である。又不発に終ったが卵価の安定対策としての互助共済制度の実施は一つの方向を開発したものであった。県行財政審議会の答申に基く県行政の反省も一つの出来事であったし、畜産の変遷につれて教育機関（酪大）、試験機関（和牛センター）、経済団体（経済連）の再編成も話題であった。これらを基に来るべき新年はよい年であるように祈りたい。

岡山畜産便り（十二月号）

第十六巻　第十号　（通巻第百六十一号）

昭和四十年十二月十日発行

発行人　惣津律士
編集人　千原英之
発行所　岡山県畜産会
岡山市桑田町一の二
電岡山㉒八五七五番
振替岡山八五七五番
印刷所　岡山市下石井
三六九—三番地
岡山軽印刷

定価　一部五十円（送料共）